

呉市教育委員会議題
(令和2年3月23日定例会)

呉市教育委員会

令和2年3月23日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る対応について
- 4 教議第9号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 教議第10号 呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令の制定について
- 6 教議第11号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 教議第12号 呉市立呉高等学校時間講師任用規則の制定について
- 8 教議第13号 呉市外国語指導助手任用規則の制定について
- 9 教議第14号 呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 10 報告第7号 呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について
- 11 報告第8号 寄附受納について
- 12 教議第15号 呉市文化財保護委員の委嘱について (人事案件)【秘密会】
- 13 教議第17号 教職員人事について (人事案件)【秘密会】
- 14 教議第16号 職員人事について (人事案件)【秘密会】

報告第9号

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

1 一斉臨時休業

小学校 (36校)	令和2年3月2日(月)～3月25日(水)
中学校 (26校)	
高等学校 (1校)	令和2年3月2日(月)～3月20日(金)

【注意事項】

- ・臨時休業期間中は、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごす。
- ・進路指導等の必要に応じて、教職員が児童生徒と最小限の個別対応をすることがある。
- ・臨時休業期間中の部活動は行わない。

2 卒業(園)式、修了式

(1) 卒業(園)式

高等学校 (1校)	令和2年3月1日(日)
中学校 (26校)	令和2年3月8日(日)
小学校 (36校)	令和2年3月21日(土)
幼稚園 (1園)	令和2年3月19日(木)

- ・参加人数を抑えて開催
式典の参加者は、卒業生とその保護者及び教職員
在校生については、送辞・吹奏楽部の児童生徒に限定
 - ・会場の椅子の間隔を空け、参加者間のスペースを確保
 - ・式典の内容を精選し、式全体の時間を短縮
 - ・予行演習は取りやめ、式典当日のみの実施
 - ・式典前後の関連行事については、極力、中止または縮小
 - ・参加者全員のマスク着用と手のアルコール消毒を徹底
- ※ 小学校・幼稚園については、次の2点を追加
- ・保護者の参加については、原則各家庭2名以内
 - ・式典の時間を30分程度

(2) 修了式

- ・修了式については、臨時休業中は実施しない

3 臨時休業期間における行事等

- ・給食は中止
- ・高等学校等の入学者選抜については、予定どおり実施
- ・日中、一人で過ごすことができない児童生徒については、個別に対応
- ・放課後児童会は、3月2日（月）以降、朝8時から開所
- ・スクールバスについては、契約どおり運行
- ・学校施設の目的外使用については、3月31日（火）まで中止

4 一人で過ごすことができない児童生徒への対応

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合、必要な対策を行った上で登校させる。
- ・やむを得ない理由により、日中の間、居場所を確保できない等の場合は、個々の状況をよく把握した上で登校を受け入れる。

受入れ状況

3月2日（月）～ 3月6日（金）	小学校 28校, 400名 (特別支援学級: 35名, 通常学級: 365名) 中学校 0校, 0名
3月9日（月）～ 3月13日（金）	小学校 26校, 470名 (特別支援学級: 45名, 通常学級: 425名) 中学校 0校, 0名
3月16日（月）～ 3月19日（木）	小学校 21校, 393名 (特別支援学級: 48名, 通常学級: 345名) 中学校 0校, 0名

教議第9号

呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則

(呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部改正)

第1条 呉市教育委員会職名及び辞令式規則(昭和46年呉市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第6条, 第7条, 第9条関係)			別表(第6条, 第7条, 第9条関係)		
異動の種類		異動用語記入方法	異動の種類		異動用語記入方法
種類	意味		種類	意味	
1	採用	略	1	採用	略
		(1)～(3) 略 (4) 嘱託職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第3項第3号に掲げる職を有する者をいう。以下同じ。)であつて <u>非常勤講師及び学校医等</u> (学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師をいう。以下同じ。)以外のものに採用する場合 「〇〇の業務を委嘱する 期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする 報酬月額(日額, <u>1時間当たり</u> , 勤務1回)〇〇円を支給する (5) 非常勤講師に採用する場合 「 <u>呉市立〇〇学校講師</u>			(1)～(3) 略 (4) 嘱託職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第3項第3号に掲げる職を有する者をいう。以下同じ。)であつて <u>学校医等</u> (学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師をいう。以下同じ。)以外のものに採用する場合 「〇〇の業務を委嘱する 期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする 報酬月額(日額, <u>時間額</u> , 勤務1回)〇〇円を支給する」

(非常勤)を委嘱する
(〇〇学校時間講師
を委嘱する)
期間は〇〇年〇〇月
〇〇日までとする
報酬月額(1時間当
たり)〇〇円を支給す
る」

(6) 学校医等に採用する
場合

「呉市立〇〇学校学校
医(学校歯科医, 学校
薬剤師)に任命します」

(7) 臨時職員(法第22
条第5項前段の規定に

(5) 学校医等に採用する
場合

「呉市立〇〇学校学校
医(学校歯科医, 学校
薬剤師)に任命します」

(6) 会計年度任用職員(法
第22条の2第1項第
2号に掲げる職を有す
る者をいう。)に採用
する場合

「呉市教育委員会会計
年度任用職員に採用す
る

期間は〇〇年〇〇月
〇〇日までとする

報酬月額(日額, 時
間額, 勤務1回)〇〇
円を支給する

〇〇課(学校)に勤
務させる」

ただし, 職種が事務
以外の者については,
職名の後に()書で
職種名を付す。

(例) 呉市教育委員会
会計年度任用職員
(非常勤講師)
呉市教育委員会
会計年度任用職員
(給食調理員)

(7) 臨時的任用職員(法
第22条の3第4項前

より任用した職員，地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により同項第2号に係る任用をした職員又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）第3条第1項の規定により任用した職員をいう。以下同じ。）であつて臨時給食員以外のものに採用する場合
「〇〇に臨時的に任用する
期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする
（ただし〇〇〇〇の産後〇週間を経過する日までを限度とする）
賃金月額（日額）〇〇円を支給する」
ただし，期間に係るただし書は，産休法第3条第1項の規定による臨時的任用の場合に限り，記載する。

段の規定により任用した職員，地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号の規定により任用した職員をいう。以下同じ。）に採用する場合
「〇〇に臨時的に任用する
期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする
給料月額〇〇円を支給する」

2～11 略		
12 報酬 (賃金)の 額の改定	嘱託職員又は 臨時職員 の月額等に	「報酬(賃金)月額(日額，1時間当たり，勤務1回)〇〇円に改定する」

2～11 略		
12 報酬 (給料)の 額の改定	嘱託職員，会 計年度 任用職 員又は	「報酬(給料)月額(日額，時間額，勤務1回)〇〇円に改定する」

	よる報酬又は賃金の額を改定する場合をいう。	(ただし半日勤務の場合 は〇〇円とする)」		臨時的 任用職 員の月 額等に よる報 酬又は 給料の 額を改 定する 場合を いう。	
13～15 略			13～15 略		
16 減給	略	「地方公務員法第29条 第1項第〇号の規定により懲戒処分として減給する 減給額は給料及びこれ に対する調整手当の〇分 の1とし期間は〇月(〇 日)とする」	16 減給	略	「地方公務員法第29条 第1項第〇号の規定により懲戒処分として減給する 減給額は給料及びこれ に対する調整手当(報酬) の〇分の1とし期間は〇 月(〇日)とする」

(呉市教育委員会職員宣誓規則の一部改正)

第2条 呉市教育委員会職員宣誓規則(昭和27年呉市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 条例第2条により、委員会が定める上級職員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 課長(これに準ずる組織の長を含む。)以上の職員にあつては委員会、委員会に事故あるときは教育長</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>臨時職員</u>にあつては所属課長</p>	<p>第3条 条例第2条第1項により、委員会 が定める上級職員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 課長(これに準ずる組織の長を含む。<u>以下同じ。</u>)以上の職員にあつては委員会、委員会に事故あるときは教育長</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>臨時的任用職員及び会計年度任用職員</u>にあつては所属課長</p> <p>第4条 <u>会計年度任用職員は、前条の上級職員が認めたときは、書名された宣誓書の提出をもって、当該上級職員の面前に</u></p>

おける宣誓書への署名とみなすことができる。

2 再度の任用（複数回の再度の任用を含む。）をされた会計年度任用職員のサービスの宣誓については、最初の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなす。

第4条 略

第5条 略

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員等の採用等に関する必要な事項を定めるため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会職名及び辞令式規則及び呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員等の採用等に関する必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市教育委員会職名及び辞令式規則

会計年度任用職員及び臨時的任用職員の採用等について必要な文言を整理します。

(2) 呉市教育委員会職員宣誓規則

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、所属課長が認めたときは、署名された宣誓書の提出をもって、所属課長の面前における宣誓書への署名とみなすことができることとします。また、再度の任用をされた会計年度任用職員のサービスの宣誓については、最初の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなすこととします。

3 施行期日

令和2年4月1日

教議第10号

呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令の制定について

呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令

(呉市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 呉市教育委員会事務決裁規程(昭和49年呉市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第2(第7条関係)						別表第2(第7条関係)					
個別事務に係る専決事項						個別事務に係る専決事項					
1 教育総務課に関する事項						1 教育総務課に関する事項					
決裁区分				グループリーダー等	備考	決裁区分				グループリーダー等	備考
	教育長	部長	副部長	課長			教育長	部長	副部長	課長	
専決事項						専決事項					
1~4 略						1~4 略					
5	臨時職員の採用及び嘱託職員の委嘱			○	教職員を除く。	5	臨時的任用職員及び会計年度任用職員の採用並びに嘱託職員の委嘱			○	
6~12 略						6~12 略					
2 略						2 略					
3 学校教育課に関する事項						3 学校教育課に関する事項					
決裁区分				グループリーダー	備考	決裁区分				グループリーダー	備考
	教育長	部長	副部長	課長			教育長	部長	副部長	課長	

決裁区分				一 ダ 一 等	
1～4 略					
5 臨時職員の採用及び嘱託職員の委嘱			○	教職員に限る。	
6 教材使用の承認			○		
決裁区分				一 ダ 一 等	
1～4 略					
5 教材使用の承認			○		

(呉市教育委員会就業規程の一部改正)

第2条 呉市教育委員会就業規程（平成元年呉市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休日等)</p> <p>第3条 職員の休日，年次有給休暇，特別休暇，介護休暇，組合休暇，育児休業等，服務規律，安全衛生，火災防止及び非常措置並びに表彰については，呉市役所就業規程（平成元年呉市訓令第10号）の規定の例による。</p>	<p>(休日等)</p> <p>第3条 職員の休日，年次有給休暇，<u>年次有給休暇の時季指定取得</u>，特別休暇，介護休暇，<u>介護時間</u>，組合休暇，<u>会計年度任用職員の特例</u>，育児休業等，<u>修学部分休業</u>，<u>高齢者部分休業</u>，<u>自己啓発等休業</u>，<u>配偶者同行休業</u>，服務規律，安全衛生，火災防止及び非常措置並びに表彰については，呉市役所就業規程（平成元年呉市訓令第10号）の規定の例による。</p>

付 則

この訓令は，令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い，会計年度任用職員等の採用に関する決裁権者等について必要な事項を定めるため，この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会事務決裁規程及び呉市教育委員会就業規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員等の採用に関する決裁権者等について必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市教育委員会事務決裁規程

臨時的任用職員及び会計年度任用職員の採用事務並びに嘱託職員の委嘱について、教職員も含めて全て教育総務課の課長が専決することとします。

(2) 呉市教育委員会就業規程

呉市役所就業規程（平成元年呉市訓令第10号）の規定の例によるものについて、会計年度任用職員の特例等を加えます。

3 施行期日

令和2年4月1日

教議第11号

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立高等学校管理規則の一部を改正する規則
(呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正)

第1条 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和32年呉市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前		改正後	
(日直及び宿直の命令)	(日直及び宿直の命令)	(日直及び宿直の命令)	(日直及び宿直の命令)
第41条 校長は、必要に応じて職員及び嘱託に日直及び宿直の勤務を命ずることができる。	第41条 校長は、必要に応じて職員及び嘱託に日直及び宿直の勤務を命ずることができる。	第41条 校長は、必要に応じて職員及び会計年度任用職員に日直及び宿直の勤務を命ずることができる。	第41条 校長は、必要に応じて職員及び会計年度任用職員に日直及び宿直の勤務を命ずることができる。
様式第10号(第20条関係)	様式第10号(第20条関係)	様式第10号(第20条関係)	様式第10号(第20条関係)
呉市教育委員会様 呉市立 小学校長 氏 名	呉市立 小学校長 氏 名	呉市教育委員会様 呉市立 小学校長 氏 名	呉市教育委員会様 呉市立 小学校長 氏 名
教育課程に関する届	教育課程に関する届	教育課程に関する届	教育課程に関する届
呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、令和 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。	呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、令和 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。	呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、令和 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。	呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、令和 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。
1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画	1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画	1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画	1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画
2 授業時数	2 授業時数	2 年間授業時数	2 年間授業時数
区 分	区 分	区 分	区 分
年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数

略	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
	略	略	略	略	略	略
教科	育					
体						
外						
語						
略						

様式第11号の2 (第20条関係)

令和 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 小学校長 氏 名

特別支援学級の教育課程に関する届

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、令和 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

障害種別： _____

学年： _____

児童氏名： _____

略

指導内容	授業時数	年間指導時数	週あたり時数	交流及び共同学習
	略	略	略	
指導形態	授業時数	年間指導時数	週あたり時数	交流及び共同学習
教科等	略			

略	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
	略	略	略	略	略	略
教科	育					
体						
外						
語						
略						

様式第11号の2 (第20条関係)

令和 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 小学校長 氏 名

特別支援学級の教育課程に関する届

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、令和 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

障害種別： _____

学年： _____

児童氏名： _____

略

指導内容	授業時数	年間指導時数	週あたり時数	交流及び共同学習
	略	略	略	
指導形態	授業時数	年間指導時数	週あたり時数	交流及び共同学習
教科等	略			

議案資料 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正に伴い学習指導要領の一部が改正され、令和2年4月1日から外国語科を教科として改訂後の小学校指導要領に基づき実施するため、所要の規定の整備を行うものです。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い会計年度任用職員を採用し、小学校、中学校及び高等学校に配属するため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則

小学校長が教育委員会に提出する教育課程に関する届のうち、様式第10号及び様式第11号の2の改正をします。また、学校長が必要に応じて職員及び会計年度任用職員に日直及び宿直の勤務を命ずることができることとします。

(2) 呉市立呉高等学校管理規則

学校長が必要に応じて職員及び会計年度任用職員に日直及び宿直の勤務を命ずることができることとします。

3 施行期日

令和2年4月1日

教議第12号

呉市立呉高等学校時間講師任用規則の制定について
呉市立呉高等学校時間講師任用規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校時間講師任用規則

(趣旨)

第1条 呉市立呉高等学校に、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)の規定に基づき、教科指導に当たる講師で常時勤務を要しないもの(以下「時間講師」という。)を任用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 時間講師の任用に関する事項で、この規則に定めのないものについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令、市の条例並びに呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年呉市規則第 号)及び呉市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(令和2年呉市規則第 号)の定めるところによる。

(任用)

第2条 時間講師は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の2第1項第1号に定める非常勤の会計年度任用職員とする。

2 時間講師は、次の各号に掲げる条件を満たす者のうちから、呉市教育委員会(以下「委員会」という。)が選考により採用するものとし、その任用期間は、その採用日から同日の属する会計年度の末日の範囲内で委員会が定めることとする。

(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教員の免許状を有する者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条及び地公法第16条の各号のいずれにも該当しない者

(3) 人物、見識及び能力等時間講師としての適格性を有する者

3 呉市立呉高等学校長(以下「校長」という。)は、時間講師を必要とするときは、別に定める様式により委員会に申請するものとする。

(勤務内容)

第3条 時間講師の勤務内容は次の各号に掲げるとおりとし、その取扱いは、県立学校の講師(非常勤)の例による。

(1) 担当教科に関する指導業務(週当たり総授業時間18時間を限度とする。)

(2) 担当教科指導に関連のある業務(委嘱月数に応じて年度当たり6時間を措置時間の限度とする。)

(報酬等)

第4条 時間講師の報酬等は、次の各号に掲げるとおりとし、報酬や通勤手当の額及び通勤手当の支給対象者は、県立学校の講師(非常勤)の例による。

(1) 報酬

前条に定める業務に当たった授業時間及び措置時間に応じ、1時間について支給する。

(2) 通勤手当

前条に定める業務に当たった日数に応じ、その者の通勤の事情を勘案して、1日について支給する。

(報酬等の支給方法等)

第5条 前条各号に定める報酬等の支給方法等は、次に掲げるものを除くほか県立学校の講師（非常勤）の例による。

(1) 報酬等の支給日は、翌月の15日とする。ただし、当該支払の日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支払の日とする。

(2) 前条第2号に定める通勤手当の届出及び決定については、呉市職員の通勤手当に関する規則（昭和34年呉市規則第3号）第3条及び第4条の規定を準用するものとし、時間講師が届け出た通勤手当支給申請書（通勤届）は、校長が委員会に送付し、当該報酬の額は、委員会が決定するものとする。

(期末手当)

第6条 時間講師の期末手当の基準となる報酬の額は、基準日以前6箇月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とし、期末手当の支給対象者は、県立学校の講師（非常勤）の例による。

2 期末手当の支給日は、次の各号における基準日に応じた日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。

(1) 6月1日が基準日の場合は6月30日

(2) 12月1日が基準日の場合は12月10日

(勤務実績)

第7条 校長は、別に定める様式により時間講師の勤務実績を整理し、5年間保存するものとする。

(年次有給休暇)

第8条 時間講師の年次有給休暇は、週当たりの勤務日数に応じて1年度につき付与するものとし、その取扱いは、県立学校の講師（非常勤）の例による。

(公務災害等の補償)

第9条 時間講師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、呉高等学校の

時間講師を会計年度任用職員として任用するために必要な事項を定めるため、この規則案を提出する。

1 規則の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、呉高等学校の時間講師を会計年度任用職員として任用するために必要な事項を定めるものです。

2 規則の内容

(1) 規則の趣旨（第1条）

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の規定に基づき、呉高等学校に時間講師を任用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものであることを示します。

(2) 任用（第2条）

ア 時間講師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める非常勤の会計年度任用職員とします。

イ 時間講師は、条件を満たす者のうちから、呉市教育委員会（以下「委員会」という。）が選考により採用するものとし、その任用期間は、その採用日から同日の属する会計年度の末日の範囲内で委員会が定めることとします。

ウ 呉高等学校長（以下「校長」という。）は、時間講師を必要とするときは、別に定める様式により委員会に申請するものとします。

(3) 勤務内容（第3条）

時間講師の勤務内容は、担当教科に関する指導業務（週当たり総授業時間18時間を限度）及び担当教科指導に関連のある業務（委嘱月数に応じて年度当たり6時間を措置時間の限度）とします。

(4) 報酬等（第4条）

時間講師の報酬等は、次の各号に掲げるとおりとし、報酬や通勤手当の額及び通勤手当の支給対象者は、県立学校の講師（非常勤）の例によることとします。

ア 報酬

業務に当たった授業時間及び措置時間に応じ、1時間について支給します。

イ 通勤手当

業務に当たった日数に応じ、その者の通勤の事情を勘案して、1日について支給します。

(5) 報酬等の支給方法等（第5条）

報酬等の支給方法等は、次に掲げるものを除くほか県立学校の講師（非常勤）の例によることとします。

ア 報酬等の支給日は、翌月の15日とします。ただし、当該支払の日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支払の日とします。

イ 通勤手当の届出及び決定については、呉市職員の通勤手当に関する規則

(昭和34年呉市規則第3号)第3条及び第4条の規定を準用するものとし、時間講師が届け出た通勤手当支給申請書(通勤届)は、校長が委員会に送付し、当該報酬の額は、委員会が決定するものとします。

(6) 期末手当(第6条)

ア 時間講師の期末手当の基準となる報酬の額は、基準日以前6箇月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とし、期末手当の支給対象者は、県立学校の講師(非常勤)の例によることとします。

イ 期末手当の支給日は、6月1日が基準日の場合は6月30日、12月1日が基準日の場合は12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日)とします。

(7) 勤務実績(第7条)

校長は、別に定める様式により時間講師の勤務実績を整理し、5年間保存するものとします。

(8) 年次有給休暇(第8条)

時間講師の年次有給休暇は、週当たりの勤務日数に応じて1年度につき付与するものとし、その取扱いは、県立学校の講師(非常勤)の例によることとします。

(9) 公務災害等の補償(第9条)

時間講師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによることとします。

(10) 委任(第10条)

規則の施行に当たって必要となる事項は、教育長が別に定めることとします。

3 施行期日

令和2年4月1日

教議第13号

呉市外国語指導助手任用規則の制定について
呉市外国語指導助手任用規則を次のように定める。
呉市外国語指導助手任用規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 職務（第2条）
- 第3章 任期等（第3条・第4条）
- 第4章 報酬その他の給付（第5条—第8条）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇等（第9条—第18条）
- 第6章 服務（第19条—第29条）
- 第7章 懲戒等（第30条—第34条）
- 第8章 雑則（第35条—第38条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、会計年度任用職員のうち、語学指導等を行う外国青年招致事業及び姉妹友好都市からの招致により、呉市において語学指導等を行う外国青年（以下「外国語指導助手」という。）の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項で、この規則に定めないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令、呉市の条例及び呉市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年呉市規則第号）の定めるところによる。

第2章 職務

（職務）

第2条 外国語指導助手は、呉市教育委員会教育部学校教育課長（以下「所属長」という。）の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 呉市立小学校、中学校又は高等学校における外国語授業等の補助
- (2) 呉市立小学校における外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 教員等学校職員（以下「教員等」という。）に対する研修の補助
- (5) 特別活動及び部活動等への協力
- (6) 外国語担当主事、教員等に対する語学に関する情報の提供
- (7) 外国語能力コンテスト等への協力
- (8) 地域における国際交流活動への協力
- (9) その他所属長が必要と認める職務

第3章 任期等

（任期）

第3条 外国語指導助手の任用は、来日した日（日本国内から招致した外国語指導

助手については他の任用団体を任期満了になった日。以下「来日日等」という。)の翌日から来日日等以後の直近の3月31日まで(以下「前半任期」という。)及び来日日等以後の直近の4月1日から来日日等の1年後の日まで(以下「後半任期」という。)とする。ただし、年度途中採用については、別に定める。

- 2 呉市教育委員会(以下「委員会」という。)は、外国語指導助手の勤務成績が優秀又は良好であると認める場合には、再度の任用を行うことができるものとする。ただし、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。また、年度途中採用については、別に定める。

(退職)

- 第4条 外国語指導助手は、やむを得ない理由により、前条の任期の満了前に退職しようとするときは、退職しようする日の30日前までに所属長に申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

- 第5条 外国語指導助手の報酬は、来日1年目については月額28万円(年額336万円)、2年目については月額30万円(年額360万円)、3年目については月額32万5千円(年額390万円)、4年目及び5年目については月額33万円(年額396万円)程度とし、源泉所得税、住民税、社会保険料及び雇用保険料については、当該報酬額から外国語指導助手が負担する。

- 2 日本国内から招致した外国語指導助手の勤務年数については、他の任用団体における勤務年数を通算するものとする。
- 3 報酬の支給期間は月の1日から末日までとし、報酬の支給日はその月の18日とする。ただし、当該支払の日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日法による休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。
- 4 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月の報酬の額は日割りにより算出する。
- 5 報酬の日割りの計算に当たっては、報酬月額に12を乗じて得た額を260で除して得た額を1日当たりの額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 6 外国語指導助手には、呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年呉市条例第18号)第7条第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

(報酬の減額)

- 第6条 外国語指導助手が、第9条第2項の規定により勤務を割り振られた時間又は同条第3項の規定により勤務を命じられた時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第5項の規定により計算した1日当たりの額を7で除した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同条第1項の報酬から減額して支給

するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第7条 外国語指導助手で、呉市職員の給与に関する条例(昭和27年呉市条例第1号)第9条第1項各号の規定に該当するものについては、その通勤に係る費用を弁償する。

- 2 前項の規定による費用弁償の額の計算方法については、呉市旅費条例(昭和26年呉市条例第94条)第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用」と、「旅行」とあるのは「通勤」と読み替えるものとする。

- 3 外国語指導助手が職務を行うために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 4 前項の規定による費用弁償の額の計算方法については、呉市報酬及び費用弁償条例(昭和22年呉市条例第42号)第7条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「その他の者」とあるのは、「外国語指導助手」と読み替えるものとする。

- 5 委員会は、別に定めるところにより、外国語指導助手の赴任のための費用及び帰国のための費用を弁償する。ただし、当該帰国のための費用の弁償は、次に掲げる要件をいずれも満たし、かつ、後半任期満了日の翌日から1か月以内に帰国する場合に限る。

(1) 後半任期を満了すること。

(2) 後半任期満了日の翌日から1か月以内に、日本において委員会又は第三者と雇用関係に入らないこと。

- 6 前項の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

(損害賠償)

第8条 委員会は、外国語指導助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めるものとする。

第5章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間)

第9条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き1日について7時間、1週間について35時間とする。

- 2 外国語指導助手の勤務時間は、月曜日から金曜日まで(次項において「勤務日」という。)の午前8時15分から午後4時15分まで割り振るものとし、日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない。この場合において、月曜日から金曜日までの毎日午後零時から午後1時までは休憩時間とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、日曜日又は土曜

日に勤務することを命ずることができる。この場合において、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする12週間後の日までの期間内のいずれかの勤務日について、勤務時間を割り振らない日とし、当該期間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

- 4 前項の勤務に当たっては、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更をすることができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第10条 外国語指導助手は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、正規の勤務時間（前条第2項に規定する勤務時間をいう。）においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、代休日を指定した上で、祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命ずることができる。
- 3 祝日法による休日、年末年始の休日及び代休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第11条 外国語指導助手の年次有給休暇は、第3条に規定する任期の期間の休暇とし、当該1年間に受ける日数は、来日1年目については10日、2年目については11日、3年目については12日、4年目については14日、5年目については16日とする。ただし、年度途中採用については、別途定めることとする。

- 2 年次有給休暇の単位は1日とする。ただし、外国語指導助手から請求がある場合は30分単位で取得することができる。
- 3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、後半任期を満了後、委員会が再度任用する場合には、当該任期に付与された日数を限度として、次の任期に繰り越すことができる。
- 4 所属長は、年次有給休暇を外国語指導助手が請求に基づき与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第12条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

- 2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（日曜日、土曜日、祝日法による休日及び代休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間（第30条第2項第1号に定める休職期間を

含む。)と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第13条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) 父母、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間

(2) 外国語指導助手が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

(3) 不可抗力の災害により外国語指導助手の現住居が損壊した場合 被害の程度に応じ委員会が必要と認める期間

(4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間

(5) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

(6) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(7) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

(8) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が二人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(9) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつたときには、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間

(10) 妊娠中の女子の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(11) 査証更新その他の所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第4号まで、第8号及び第11号の特別休暇は有給とし、第5号から第7号まで、第9号及び第10号の特別休暇は無給とする。

3 委員会は、出産した外国語指導助手を、その出産の日の翌日から8週間を経過するまでの間勤務させてはならない。ただし、その出産した日の翌日から6週間を経過した後、当該外国語指導助手からの請求に基づき、当該外国語指導助手について医師が支障がないと認めた業務に就く期間、この限りでない。

(育児休業)

第14条 外国語指導助手は、次の各号のいずれにも該当する場合には、委員会の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) その養育する子が1歳6か月に達する日までに、その任期(再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者

(介護休暇)

第15条 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(平成7年呉市規則第46号)で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認められるときは、5日(要介護者が二人以上の場合にあっては、10日)の範囲内で委員会の承認を受け、介護休暇を取得することができる。

(介護休業)

第16条 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる外国語指導助手(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。)が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められるときは、通算して93日の範囲内で委員会の承認を受け、介護休業を取得することができる。

(介護時間)

第17条 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる外国語指導助手(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。)が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときは、1日につき2時間を超えない範囲内で委員会の承認を受け、介護時間を取得することができる。

(育児休業等に係る期間の報酬の取扱い)

第18条 育児休業、介護休暇、介護休業及び介護時間に係る期間は、報酬を支給

しない。

第6章 服務

(服務の宣誓)

第19条 外国語指導助手は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年呉市条例第21号）第2条第2項の規定に基づき、署名をした宣誓書を委員会に提出してからでなければその職務を行ってはいけない。ただし、緊急事務のため必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

2 外国語指導助手が、任期満了の日の翌日に、再度任用された場合は、先の任用に際して行った服務の宣誓をもって、これを行ったこととみなす。

(職務命令に従う義務)

第20条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令、法令等に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第21条 外国語指導助手は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第22条 外国語指導助手は、呉市及び語学指導の職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第23条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、外国語指導助手を退職した後も同様とする。

(政治的行為の制限)

第24条 外国語指導助手は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第25条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第26条 外国語指導助手は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第27条 外国語指導助手は、その職務遂行のためにその職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 外国語指導助手は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第28条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車運転の制限)

第29条 外国語指導助手は、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第30条 委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 第13条第1項第5号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気(第33条第1項の疾病を除く。)、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(日曜日、土曜日、祝日法による休日及び代休日を含む。次項の日数において同じ。)を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を失う。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合(その罪が業務上の過失であり、かつ、刑の執行を猶予された者を除く。)
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
(懲戒処分)

第31条 委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又は条例若しくは規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、

公平委員会の認定を受けたときは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する手当を支給しない。

（休職期間中の報酬）

第32条 第30条第2項の規定による休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

- (1) 第30条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。
- (2) 第30条第2項第1号の規定による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでの期間については報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでの期間については報酬の半額を支給し、60日を超える期間については報酬を支給しない。
- (3) 同条第2項第2号の規定による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

（勤務禁止）

第33条 委員会は、外国語指導助手が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかって次の各号のいずれかに該当する者になったときは、当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

（休暇及び休職の手続）

第34条 第12条第1項、第13条第1項第1号から第10号まで及び第14条から第17条までの休暇等を取得する場合は予定日数を、第13条第1項第11号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後において速やかに届け出て所属長の承認を得なければならない。

2 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせるものとする。

3 前項後段の場合において、所属長が必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

4 第30条第2項第2号の規定による休職及び第33条第1項の規定による勤務

禁止の原因となる事実が生じたときは、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第8章 雑則

(人事評価)

第35条 委員会は、外国語指導助手の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(公務災害補償)

第36条 委員会は、外国語指導助手が職務による災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、呉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年呉市条例第36号）に基づき、これらの補償を行うものとする。

(公務外の災害)

第37条 委員会は、海外旅行傷害保険契約の締結により、外国語指導助手が職務による災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償を行う。

(委任規定)

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国語指導助手を会計年度任用職員として任用するために必要な事項を定めるため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市外国語指導助手任用規則の制定について

1 制定の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでに嘱託職員として任用していた外国語指導助手を会計年度任用職員として任用するために必要な事項を定めるものです。

また、これまで呉市教育委員会が外国語指導助手を任用するために制定した「呉市教育委員会外国語指導助手設置要綱」（以下「要綱」という。）は、本規則の施行に伴い廃止します。

2 制定の内容

(1) 要綱との変更点

ア 休暇について、第13条に規定する特別休暇に、子の看護に関する休暇（第8号）及び母体保護のための休暇（第9号及び第10号）を加えます。

また、育児休業（第14条）及び介護に関する休暇（第15条から第17条まで）を加えます。

イ 服務等について、服務の宣誓（第19条）、政治的行為の制限（第24条）、争議行為等の禁止（第25条）、ハラスメントの禁止（第26条）、免職及び休職等（第30条）及び人事評価（第35条）に関する規定を加えます。

(2) 呉市の会計年度任用職員との相違点

外国語指導助手の報酬等は、一般財団法人自治体団体国際協会JETプログラム事業部の通知により定めるため、次の相違点があります。

ア 呉市の会計年度任用職員は、原則、任期の定めが6箇月以上あり週平均勤務時間28時間以上の月額職員を対象に期末手当を支給しますが、外国語指導助手には支給しないこととします。（第5条第6項）

イ 呉市の会計年度任用職員（事務補助、週29時間勤務）の月額報酬は初年度が約13万円で、毎年昇給を行い15年上限で約15万円ですが、外国語指導助手の月額報酬は、来日1年目が月額28万円、2年目は月額30万円、3年目は32万5千円、4年目及び5年目は33万円程度とします。（第5条第1項）

3 施行期日

令和2年4月1日

教議第14号

呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 の制定について

呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、呉市立小学校、中学校、高等学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する方針に基づき、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所定の勤務時間 給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
- (2) 時間外在校等時間 給特法第7条第1項に規定する指針における在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。
(業務量の適切な管理)

第3条 呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 2 前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に第1項の限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数について、当該各号に定める要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。
 - (1) 1月における時間外在校等時間 100時間未満であること。
 - (2) 1年における時間外在校等時間 720時間を超えないこと。
 - (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1月当たりの平均時間 80時間を超えないこと。
 - (4) 1年のうち1月における時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月以内であること。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

給特法第7条第1項に規定する文部科学大臣が定める指針に基づき、呉市立小学校、中学校、高等学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

1 規則の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第7条第1項の規定する文部科学大臣が定める指針に基づき、呉市立小学校、中学校、高等学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な規定を整備するものです。

2 規則の内容

(1) 規則の趣旨（第1条）

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、呉市立小学校、中学校、高等学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定めるものであることを示します。

(2) 定義（第2条）

ア 所定の勤務時間とは、給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいうこととします。

イ 時間外在校等時間とは、給特法第7条に規定する指針における在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいうこととします。

(3) 業務量の適切な管理（第3条）

呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとし、この限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とします。

ただし、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に第1項の限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間及び月数について、要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとし、

ア 1月における時間外在校等時間 100時間未満であること。

イ 1年における時間外在校等時間 720時間を超えないこと。

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1月当たりの平均時間 80時間を超えないこと。

エ 1年のうち1月における時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月以内であること。

(4) 委任（第4条）

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図る

ための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとします。

3. 施行期日

令和2年4月1日

報告第7号

呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について
学校教育課

呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年3月
呉市教育委員会

1 趣旨

学校における働き方改革を推進するため、令和元年12月11日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）が公布され、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条第1項の規定により、文部科学大臣が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（令和2年1月17日文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）が告示された。

指針第4(1)において、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「方針」という。）を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置として規定されている。

呉市においても、呉市立学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、指針を参考に方針を策定する。

2 対象者

呉市立学校の教育職員（給特法第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。）

※教育職員：校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，
栄養教諭，助教諭，養護助教諭，講師，実習助手

※教育職員以外の職員（事務職員，学校栄養職員等）については、いわゆる36協定における時間外労働の限度時間が適用される。

3 対象時間

(1) 在校等時間

次のア及びイに掲げる時間から、ウ及びエに掲げる時間を除いた時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理を行う対象とする。

ア 校内に在校している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等

の職務に従事している時間

(ア及びイについては、正規の勤務時間及び限定4項目による時間外勤務命令以外の時間を含む。

※限定4項目：正規の勤務時間外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務）

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（教育職員の自己申告に基づく。）

エ 休憩時間（休憩時間を確実に確保した上で、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば、その時間を含む。）

(2) 上限時間の原則

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間について、次のア又はイに掲げる時間の上限の範囲内とする。

ア 1年について360時間以下

イ 1か月について45時間以下

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合（以下「特例」という。）には、前号にかかわらず、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

ア 1年について720時間以下

イ 1か月について100時間未満

ウ 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下

エ 連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下

4 把握方法

「在校等時間管理システム」に基づいて把握する。

5 留意事項

(1) 事後検証

特に、特例に該当した学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(2) 持ち帰り業務について

持ち帰り業務については、在校等時間に含まれるものではないが、本来、持ち帰り業務は行わないことが原則であり、原則又は特例に規定する上限時間を守るために、持ち帰り業務が増加することのないようにするとともに、持ち帰り業務を縮減するよう、実態を把握し、取

り組む。

(3) その他

- ア この方針のほか、呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める（学校における働き方改革取組方針（平成30年度～平成32年度）（平成30年11月呉市教育委員会策定）を含む。）。
- イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保するよう留意する。
- ウ 教育委員会に長時間勤務に関する相談窓口を設置する。

6 施行期日

令和2年4月1日

寄附受納について

学校施設課

平成30年7月豪雨で被災した安浦小学校に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納する。

寄附申込者	受納校	名称	数量	評価額	受納年月日
国際ソロプチミ ストアメリカ 日本西リジョン	安浦小学校	図書	861冊	2,000,000円	R2.3.18
		書架	1式		

